

令和 7 年度

学校災害防止対策計画



新城市立黄柳川小学校

目 次

1	防火計画の目的	2
2	防火管理機構	2
3	自衛組織	2
4	火災対策	3
	(1) 火災予防	3
	(2) 火災発生時の措置	4
	(3) 避難方法	4
	(4) 消防機関との連携	4
5	地震対策	5
	(1) 地震に対しての予防措置	5
	(2) 地震時の活動	5
	(3) 防災教育および訓練等	7
	(4) その他	8
6	教育訓練	8
	(1) 防災教育	8
	(2) 避難訓練	9
7	台風・集中豪雨・暴風雪対策	13
	(1) 台風・集中豪雨・暴風雪に対する事前の措置	13
	(2) 「愛知県東三河北部」に暴風警報・暴風雪警報発令時の措置	13
	(3) 「愛知県東三河北部」に大雨・洪水・着雪などの警報発令時の措置	13
	(4) 教職員のとり措	13
	(5) 台風・集中豪雨・暴風雪警報後の措置	14
8	地震防災応急計画（南海トラフ地震への対応）	14
	(1) 南海トラフ地震に関連する情報について	14
	(2) 情報の収集伝達	14
	(3) 児童の安全対策	15
	(4) 避難所開設への協力	18
	(5) 学校の再開	18
	(6) 地震後の措置	19
	(7) 避難所開設	19
	・避難所運営ルール	21
9	非常時における緊急対応	22
	(1) 不審者対策マニュアル図	22
	(2) 基本的な考え	23
	(3) 管理・指導の重点	23
	(4) 対策	24
	(5) 指導計画	24
10	その他の学校安全・児童の安全に係ること	25
	(1) 事故・事件対応マニュアル	25
	(2) 交通安全	25
	(3) 誘拐事故防止	26
	(4) 運動具・遊具の安全対策	26
11	黄柳川小学校区ヒヤリマップ	27
12	児童の日課表・下校時刻	29
13	「地震注意報」「暴風警報」等発令された場合の登下校（家庭配付用）	30
14	校地・校舎の平面図と避難経路	32

1 防火計画の目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、黄柳川小学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災・地震その他の災害による人的・物的被害を最小限度にとどめることを目的とする。

2 防火管理機構

常時の火災予防について徹底を期すため、防火管理者をおき、その下に防火担当者、その他の責任者をおく。

ア 消防用設備等の点検、火気使用施設の点検を行う。

イ 前各項による責任者および点検検査員の任務は、次の表のように定める。

消火用設備…消火器、防火用水（プール）等の点検整備にあたる。

【校務主任】

警 報 設 備…火災感知器、火災報知器、放送等の点検整備にあたる。

【校務主任：感知器・報知器は年2回の業者点検】

避 難 設 備…避難口、非常用階段等の点検整備にあたる。

【校務主任】

電 気 設 備…配電盤、電源コンセント、スイッチ等の点検整備にあたる。

【校務主任】

火気使用設備

・管理棟各室…各室の火気、燃料、薬品等の管理点検にあたる。

【教頭、事務職員】

・特別教室（理科室、家庭科室）…実験、実習用の火気、燃料、薬品等の管理点検にあたる。

【安全管理者、教室使用者、教科主任】

・体育館…体育館の配電盤、電源コンセント、火気等の管理点検にあたる。

【体育主任、体育館使用者】

・暖房設備…冬季（11月～3月）のストーブの火気、燃料等の管理点検にあたる。

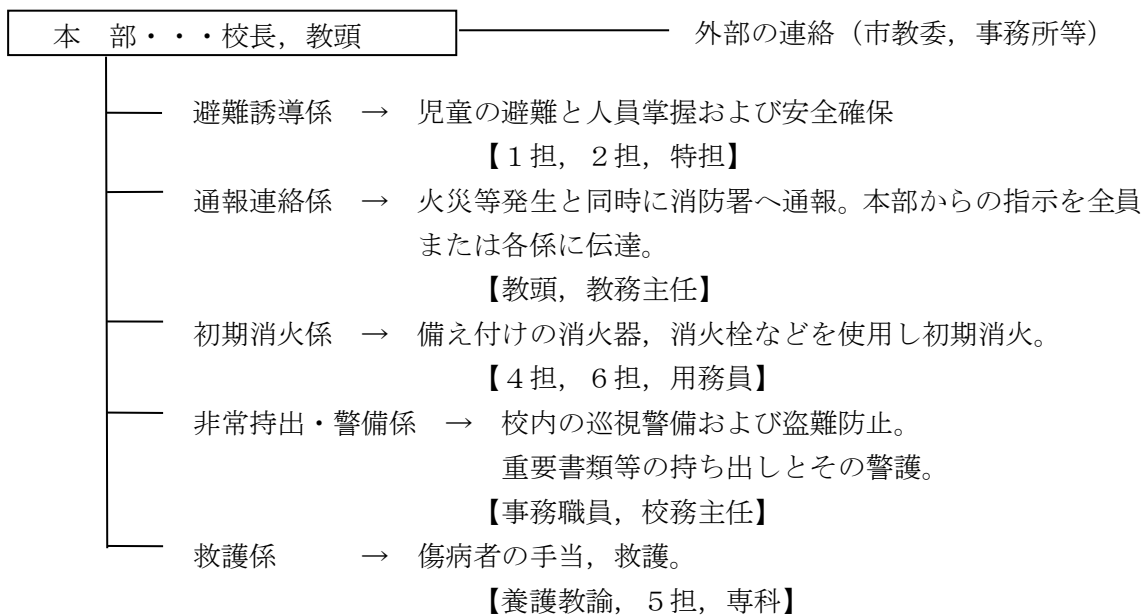
【校務主任、管理当番、安全管理者】

3 自衛組織

火災および事故発生時に被害を最小限度にとどめるため、自衛組織を編成する。その組織および任務の分担は、次表に定めるところによる。

○ 避難直後の教職員の動き

児童が避難し終えた時の職員の動きは、次の通りとする。（ただし、初期消火班は児童の避難時に障害がある場合のみ出動する。児童の円滑な避難を第一とする。）



4 火災対策

(1) 火災予防

ア 自主検査

- ① 建築物、火気、電気設備等の検査は、下記の「自主検査基準」に基づいて実施する。
- ② 改善を要する事項を発見した場合は、速やかに防火管理者に報告する。

自主検査基準

- 火気使用器具・設備の機能取り扱い状況・・・・・・・・【校務主任】（始・終業時）
消火器、警報機、避難口等
- その他の火気管理清掃状況・・・・・・・・・・・・・・【使用者】（使用後）
【管理当番】（終業時）
- 電気設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【校務主任】（3 ヶ月に 1 回）
（配電盤、電源コンセント、スイッチ等） 【使用者】（終業時）
- 出火及び燃焼しやすい危険薬品等の保管状況・・・【理科主任】（毎月 1 回）
【校務主任】（同 上）

イ 消防用設備の点検および報告

消防用設備の点検は、消防法第 17 条の 3 の 3 に基づいて実施する。

ウ 改善措置

防火管理者は、検査点検において、改善を要する事項がある場合は、速やかに必要な措置を講じる。

エ 臨時の火気使用

校内の建物内外において、臨時に火気を使用する場合（ストーブ・工事用の火気、その他）は、防火管理者の指示を受けて、それぞれ使用上の注意事項を厳守する。

オ ストーブの使用

冬季におけるストーブの取り扱いは、別に定める校内規定による。

カ 管理当番

管理規定によって巡視する。火気を使用したところは、入念に点検監察する。

キ 火気取り扱いおよび火気取り締まり

各教室、特別教室、管理関係の各室、その他付属建物に防火管理責任者を置き、火気取

締りと管理にあたる。

(2) 火災発生時の措置

- ア 校内の建物内外において、火災またはその他の災害が発生した場合は、人命を守ることが最優先とし、被害を最小限度にとどめるため、防火管理機構で定めた自衛組織の編成により、担当任務の遂行にあたるものとする。
- イ 出火の発見者は、事態を冷静かつ的確に判断し、初期消火に努める。独力で消火不能と判断した場合は、警報器または大声で他の職員に速やかに通報する。
- ウ 通報を受けた職員は、他の職員に報告するとともに、児童の安全確保に努め、手近の消火器で消火に努める。
- エ 漏電や電気器具が原因で出火した場合は、早急に電源を断ち、身の安全を図った後、消火の措置をとる。
- オ 火勢が強く、消防機関の力を必要と判断したときは、緊急かつ確実に連絡するとともに、児童を安全な場所へ避難させる。
- カ 消防隊の到着に際して、通報連絡および避難誘導にあたるものは、人命救助の要否および火災の状況を説明するとともに、消防隊の誘導並びにその他の連絡にあたる。

(3) 避難方法

ア 避難命令時の行動

- ・ 教室（普通教室、特別教室）で授業をしている場合は、教師の指示に従って直ちに窓を閉め（施錠しない）、上履きのままで順序よく安全かつ迅速に所定の避難場所に避難する。
- ・ 体育の授業その他屋外で授業をしている場合は、教室に戻らず、教師の指示により所定の避難場所に避難する。
- ・ 放課や清掃などで教室以外の室内にいる場合は、教室に戻らず、教師の指示により所定の避難場所に避難する。
※ 上記はいずれも原則であり、出火状況により教師は最適の方法をとるものとする。
- ・ 避難経路については、32ページに示してある。

イ 避難後の措置

- ・ 学級ごとに人員を点呼し、異常の有無を校長に報告する。
※ 「〇年 在籍〇名 欠席者〇名 現在員〇名 異常（有 無）」
経路：担任（授業者）→教頭→校長
- ・ 人員点呼後、必要があれば非常持ち出し係、救護係等は本部の指示により行動を開始する。
- ・ 使用していなかった教室等の戸締りは、避難完了後、指示によって行う。

(4) 消防機関との連携

防火管理者は、次に掲げる事項について常に消防機関と連絡を密にし、防火管理の適正を期するよう努力する。

ア 消防計画書の提出

イ 訓練指導の要請

ウ 建物および諸設備の仕様変更時の事前連絡および法令に基づく諸手続き

エ その他、防火管理に基づく必要事項

5 地震対策

(1) 地震に対しての予防措置

ア 地震に備えての予防措置

防火担当者は、地震時の災害の発生を予防するため、次の検査を実施し、改善を要する場合は、防火管理者に報告して必要な措置を講ずる。この検査は各学期に1回以上行う。

- ・ 建築物および建築物に付随する窓枠、外壁、看板等の点検
- ・ 火気使用器具等の点検
- ・ 発火や燃焼しやすい危険物、薬品等の点検
- ・ 校地、校区等、通学路の安全点検・・・・・・・・登下校指導の折りに全職員で実施

イ 施設・設備の保全

- ・ 放送設備の確認
- ・ 非常口、避難誘導版の確認
- ・ 転倒のおそれのある備品の固定
- ・ 落下のおそれのある備品を安全な場所へ移動、または落下防止のための必要な処置
- ・ 消火器、火災報知器、防火扉、消火栓およびホースの点検・整備

(民間業者による点検が8月と3月の年2回実施)

- ・ 救急担架、医薬品の整備と充実 【養護教諭】
- ・ 懐中電灯、乾電池、無線機（年1回業者）等の整備と補給 【事務職員】
- ・ 救急用作業工具の整備と充実 【校務主任】

ウ 備蓄品

- ・ 震災に備えて、医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、大工道具、地図、懐中電灯、乾電池、救急旗、担架、ヘルメット、その他必要な物品を常備する。(警備・搬出係)

エ その他

- ・ 児童名簿を整備し、常に人員把握ができるようにする。
- ・ 指示、情報の確認のため、無線、ファックスを備えておく。(警備・搬出係)

(2) 地震時の活動

ア 緊急地震情報システムの作動時

- 直近に起こりうる地震に対して、「イの地震時の活動」について素早く対応する。

イ 地震時の活動（突発的大地震が発生した場合）

① 児童が教室にいる時

第1次措置（室外に避難する間もない激震の場合ー以下同じ）

- ・ 素早く体全体を机の高さよりも低くし、机など丈夫な物の下に身を隠し、脚をしっかりつかむ。
- ・ 地震発生時にストーブなど火気を使用している場合、可能ならば火を消す。
- ・ 机の下に潜り、照明器具等の破片によるけがを最小限度にする。
- ・ 職員は、理科室、家庭科室などの場合、火災や薬品の危険をなくすと同時に自分の身を守る。
- ・ 職員は、理科室、家庭科室のプロパンガスの元栓を締める。
- ・ 音楽室の場合、ピアノが動き出すこともありえるので、ピアノから離れる。また、潜り込む空間がない時は、教科書等で自分の身を守る。
- ・ 図書室の場合、閲覧用の机の下に潜る。本棚から本が落ちてくるので、その場を避ける。
- ・ 出入口の戸を開ける。

- ・ 指示があるまで、その場で静止し、あわてて外にとび出さない。

第2次措置（室外に避難することが適切かつ可能な場合－以下同じ）

- ・ 職員の指示で、ヘルメットをかぶり（身近にない場合は帽子等手近にある物を頭上に支え）、上靴のまま速やかに運動場に避難する。 ※教室待機の場合あり
- ・ 担任は学級ごとに人員を点呼し、異常の有無は教頭を通して校長に報告する。

② 児童が体育館にいる時

第1次措置

- ・ 照明器具等の破片や落下物の落ちてくる所から離れ、体育館の中央に避難する。

第2次措置

- ・ 職員の指示により、直ちに運動場中央に避難する。その後は「教室にいる時」に準ずる。 ※その場または教室待機もある。

③ 児童が廊下、階段、便所にいる時

第1次措置

- ・ 廊下にいる場合は、近くの教室に入り、その教室の児童とともに行動する。教室に入れない時には、掲示物や窓ガラス等の落下物から頭を守り、その上で安全な場所にしゃがむ。
- ・ 階段にいる場合は、まず転ばないようにしゃがむ。
- ・ 便所にいる時は、あわてないでそのままにいる。揺れで戸が歪むので、まず出口を確保する。

第2次措置

- ・ 職員の指示により、避難した教室の児童と同一の行動で運動場に避難する。その後は「① 児童が教室にいる時」に準ずる。 ※その場または教室待機もある。

ウ 避難

- ・ 避難場所は、原則的には運動場中央。
※状況に応じて教室・体育館の場合もありえる。
- ・ 避難経路は、火災発生時に準ずる。ただし、階段の崩落等危険性が予測される場所には近づかない。迂回して安全な避難路を予め決めておく。
- ・ 避難時は、児童に緊急放送等の指示を静かに聞かせ、避難経路を知らせる。教職員は防災計画に基づき、児童の安全を優先して避難誘導に当たる。
※ 児童の安全確認
※ 使用教室等の消火確認
※ 非常時の持ち出し（児童調査票・重要書類など）

エ 地震時防災組織（含む：東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言）時）

防災本部（警戒・災害対策）

○本部長 【校長】

○副本部長【教頭】（市教委・市防災対策本部との連絡と伝達）

- 避難誘導 → 運動場に避難誘導，地区毎に集合，集合場所掲示，避難者名簿作り
【1 担，2 担，特担】
- 児童管理係 → 児童の被害状況・状況把握（名簿を使って）
【教頭，教務主任】
- 救護・食事・寝具・衛生 → 保健室を中心に，情報をもとに確保・運用，市防災対策本部の指示で
【養護教諭，4 担，5 担，6 担，専科】
- 巡視・点検 → 火事，学校周辺の状況把握，学校施設の巡視点検
【事務職員，校務主任，用務員】

○ 突発地震発生時の救援活動

- ・ 突発地震が発生した場合、児童の下校の判断は校長が下す。
- ・ 大きな地震被害が発生した場合、市防災対策本部の係員が学校に到着するまで校長が地区避難所の責任者として指揮をとる。

(3) 防災教育および訓練等

ア 防災教育 → 「6 教育訓練(1)防災教育」を参照

イ 防災訓練 → 「6 教育訓練(2)避難訓練」を参照

ウ 教職員の研修

① 目的

地震に対する知識を深め、地震対策全般を理解し、児童および保護者に啓発運動と指導を行うことにより、生命の安全確保を図る。

② 学校防災委員会

- ・ 実施時期：避難訓練実施前および後
- ・ 参加者：全職員
- ・ 内 容
 - 予想される地震に対する知識の習得
 - 地震防災教育の基本的な考えの確認
 - 学校および校区の予想される被害
 - 地震情報が出された場合および地震が発生した場合に、防災上とるべき行動について（情報収集活動・広報活動・避難方法）
 - 地震防災対策として実施しておかなければならない措置と対策
 - 緊急時の自己の役割分担の熟知、避難口・避難経路や場所の確認
 - 緊急用品の保管場所の確認とその使用方法の訓練
→ 「5 (1) ウ 備蓄品」を参照
 - 防災機関が講ずる対策の内容（県および市の対応・公共交通機関の対応・交通規制）
 - 応急手当法（消防署職員の講習）
 - 教職員の役割および児童が取るべき行動の確認と徹底

(4) その他

P T A総会や共育の日において、学校と保護者の連携について話し合いをもち、地震に対する対処について共通理解を図る。(引き渡し訓練 等)

震度の階級

階級	状 況
0	人はゆれを感じない。
1	屋内にいる人の一部がわずかなゆれを感じる。
2	屋内にいる人の多くがゆれを感じる。電灯などのつり下げた物がわずかにゆれる。
3	屋内にいる人のほとんどがゆれを感じる。棚にある食器類が音をたてることがある。
4	かなりの恐怖感。ほとんどの人が目を覚ます。つり下げた物は大きくゆれ、棚にある食器類は音をたてる。
5 弱	多くの人が身の安全をはかろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。つり下げた物は激しくゆれ、棚にある食器類などが落ちることがある。座りの悪い家具が移動することがある。
5 強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。棚にある食器類などの多くが落ち、タンスなどの重い家具が倒れることがある。変形でドアが開かなくなることがある。
6 弱	立っていることが困難になる。固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。

6 教育訓練

(1) 防災教育

ア 目的

児童の発達に応じて、地震および火災・不審者侵入の緊急事態に備え、避難の方法と命を守ろうとする意識を身につける。さらに、状況に応じて安全に行動できる態度を養う。

イ 指導方法

学級指導 担任による火災、地震等の緊急事態が起こった場合についての指導

学校行事 全校集会（安全意識の高揚）

通学団会 登下校時の対応

避難訓練 年5回、想定をかえて実施（地震と火災、授業時と放課、不審者対応等）

ウ 児童に対する指導

- ① 発達段階に応じて、緊急の場合の避難方法と身の安全を守る意識を身につける。状況に応じて安全に行動できる態度を養う。

○ 地震発生時の行動

- ・ 教室では→机の下にもぐり、机の脚をつかむ。出入り口の戸を開ける。
- ・ 体育館・運動場では→身をかがめ、中央部へ移動する。
- ・ 廊下にいる時→その場にかがむ。近くの教室の机の下にもぐる。
- ・ 便所にいる時→その場にかがむ。大便所にいる時は戸を開ける。
- ・ 登下校の時→塀や石垣から離れてかがむ。

○ 避難時の行動

- ・ 「**オ**さない・**ハ**しらない・**シ**ゃべらない・**モ**どらない」を実行する。
- ・ 先生の指示を聞き、落ち着いて行動する。

(2) 避難訓練

ア 目的

災害に際して、早急かつ安全に所定の避難場所に避難し、児童の生命を守ると共に、被害を最小限度にとどめるために実施する。

イ 年間計画（年間5回）

（地震避難訓練：年1回、引き渡し訓練：年1回 地震・火災避難訓練：年2回、不審者対応訓練：年1回、）

○ 第1回 避難訓練（地震）	4月
・ 新しい教室（校舎）における、最善の方法で身を守る。 ※教室待機 ・ 防災組織における教師の役割を確認する。	
○ 第2回 避難訓練（引き渡し訓練）	4月
・ 地震・不審者対応において保護者への引き渡しの仕方の訓練をする。	
○ 第3回 避難訓練（地震・火災）	9月
・ 地震や火災の発生したときの対応を知り、速やかに避難ができるよう指導する。 ・ 教室からの避難経路を確認しながら避難する。 ・ 防災倉庫に備蓄してあるものを知る。	
○ 第4回 避難訓練（不審者対応）	11月
・ 不審者が校内へ侵入してきたときの対応の仕方を学び、避難経路の確認をして安全迅速に避難する。	
○ 第5回 避難訓練（放課における地震・火災）	1月
・ 放課に教室以外の場所にいるときの避難の仕方を考え、速やかに避難する。 ・ 緊急地震速報を知る。	

ウ 訓練実施要領

参考例 1 避難訓練実施計画（地震発生時の訓練）

1 日時 令和7年9月4日（木）第2時限 小雨決行

2 目的

- 地震発生とそれともなう火災が発生したときの身の守り方や避難の仕方を訓練する。
- それぞれの教室や活動場所から、より安全に避難する方法を確かめる。

3 想 定

- ・授業中（放課になる5分前）に地震発生の放送が流れる。
※安全確保行動（机の下にかくれる）
- ・「地震によって家庭科室から火災が発生」の放送が流れる。
- ・各自がいる場所から安全に避難をする。

4 日 程

10:00~10:15 学級指導

10:15 地震発生

10:16 火災発生

- ・教室内にいた場合は、ヘルメットをかぶり、ハンカチで鼻と口を押えて避難する。
- ・教室以外の室内にいた場合は、家庭科室から離れるように室外へ出て運動場へ避難する。

10:22 人員確認・報告

- ・人員確認し、報告する。
- ・点呼の報告→教頭

10:23 学校長講話

10:25 避難訓練終了 教室へ戻る

5 実施内容

(1) 学級指導（10:00~10:15）

- ・地震発生、火災発生の放送が流れた場合の対応についての学習
- ・集団避難の方法とその注意事項についての学習

(2) 地震発生（10:15）

- ・机の下に避難する。（ヘルメットをかぶれる場合はかぶる）
- ・先生が近くにいないときは、自分の身（命）を守ることを最優先に行動する。
- ・次の指示があるまでは動かない。
- ・放送をよく聞き、次の行動に移れるようにする。

(3) 火災発生（10:16）

- ・近くに先生がいる場合は指示に従って、いなければ火元から離れるように避難する。
- ・落下物や倒壊の恐れのある場所をできるだけ避けるようにして運動場へ避難する。
- ・火災による煙をすわないためハンカチで鼻と口をおさえる。

(4) 人員確認・報告（10:22）

- ・人員を確認し教頭へ報告する。

(5) 学校長講話（10:23）

- ・南海トラフ地震の発生の可能性など

参考例 2 避難訓練実施計画（不審者侵入時の訓練）

1 日時 令和7年11月27日（木）

2 目的

- ・不審者が学校に侵入したことを想定して、児童が安全で冷静な行動をとることができる態度や能力を養う。
- ・新城警察署の方から、不審者に遭遇した時の対処法を学ぶ。
- ・教職員が緊急時の動きを理解し、スムーズに対応ができるようにする。

3 想定

- ・西門よりフェンスを越えて体育館通路から不審者が侵入。

4 日程と訓練の流れ

10:45

2年児童が授業をしているところに体育館通路から不審者が侵入してくる。

2年担任は、不審者と距離をたもちながら「こんにちは、御用の方は、職員室へお願いします。」と声をかける。不審者が応じないため、2年担任は児童を窓際に逃げるように指示し、防犯ブザーを鳴らす。（周りに知らせる。）

2年児童は教室非常口から通路へ出て体育館へ。①声かけ→②防犯ブザー→1階児童避難

10:50

声（ブザー）を聞いた1年担任が危険を察知し、「不審者！2年教室」と大きな声でさけびわかば学級担任とともに1年生・わかば学級児童を外へ誘導、体育館へ。

10:51

声を聴いた職員室の職員は、児童の避難を知らせる放送をする。（教務 or 養護教諭）

『五反田先生。2年教室（不審者現場）に来てください』

警察署（駐在所）へ通報（事務職員）その他の職員は、現場へ出向く。

10:52

放送を聞いた3・4・5・6年担任は、2階児童に教室に鍵をかけるように指示。2名（男性職員）は中央階段、東階段からさすまたを持って現場へ、2名（女性教員）は、さすまたを持って西と東の階段から2階にあがって他教室へ行こうとする不審者を食い止める。

3・4・5・6年担任は、不審者の動きを見て、さすまたを持って移動（男性は現場へ）

10:55

東階段踊り場で不審者を確保し訓練終了。

不審者確保の放送をする（教頭）

『五反田先生。無事確保しました。』

『児童のみなさんは、体育館に入りましょう』

11:00

全体指導

新城警察署のおまわりさんの話

校長先生の話

11:25 終了 教室へ戻る

- 5 実施内容（事前指導） 校内に不審者が侵入してきた場合の避難の仕方を指導する。
- ・不審者の動きによっては、避難場所・避難経路が変わることを周知させる。
 - ・『五反田先生』が不審者侵入を意味することを知らせる。
 - ・本校の不審者侵入経路としては、次の3経路が考えられることを周知させる。
 - ①体育館通路→校内→1階西階段より2階
 - ②職員玄関→校内→1階 or 東階段より2階
 - ③正門→運動場（外通路）→児童玄関→1階 or 中央階段より2階

訓練の役割分担

①不審者2年教室に侵入

- （2年担任）：不審者対応、大きな声・音をだして、危険を伝える。
- （1年担任）：危険を察知し、1年生・わかば学級を体育館へ誘導。
- （特支担任）：職員室へ知らせた後、児童玄関から体育館へ向かい1・2年生と合流
エントランスで待機。

②職員室での動き

- （養護教諭）：全校放送「五反田先生。2年教室へ来てください」※駐在へ連絡
- （事務職員）：※警察へ連絡→応援
- （その他の職員）：2年教室へ駆けつけ、不審者対応（不審者の動きをみて対応）

③2階での動き 男性担任は、中央階段より現場へ

- （担任）：3年・4年に教室に鍵をかけることを指示し西階段へ
- （担任）：5・6年に教室に鍵をかけることを指示し東階段へ

④体育館での動き

- （1・2年担任）：1年生・わかば学級児童を体育館へ誘導。体育館の鍵を確認
 - （特支担任）：体育館へ移動後、エントランスで待機（※鍵閉め）
- （注）※印は実際の場合

6 避難経路（原則）

場所	避難場所	備考
運動場など校庭	体育館 or 公共駐車場	エントランスの鍵をかける・駐在所へ
1階 保健室	外通路から体育館 鍵をかけ外通路へ	侵入経路によっては校外（駐車場）または、 2階（6年教室）へ
2階	2階教室で鍵をかける	不審者の動きによっては、体育館・校外へ

- ・原則として外にいる場合は体育館へ、2階にいる場合は教室で鍵をかけて待機とする。担任が誘導できない場合も考えて不審者のいる場所、侵入経路を判断し、2階に避難するか、体育館に避難するか決定させる。避難後、学級ごとに点呼人員確認と報告をする。

7 その他

- ・さすまたは距離を保つためにある。相手にとられると不利になる。無理に持っていかななくてよい。身近にある武器になりそうなものを持って行くことも有効である。
- ・職員間の連絡として日ごろから携帯電話を持つとよい。
- ・電子ホイッスルの確認をする。

7 悪天候等（台風・集中豪雨・暴風雪）対策

市教育委員会から、防災行政無線で指示があった場合は、その指示に従う。

(1) 台風・集中豪雨・暴風雪に対する事前の措置

- ア 学校の施設・設備のうち、補強・修理・移動の必要なものは全職員で直ちに行う。特に、校舎の窓や扉の施錠、遊具・植木鉢等の損傷の恐れのあるものの処置、排水路の点検。
- イ 児童を下校させる場合は、通学団担当教師が通学路の安全を確かめる。
- ウ 重要書類等の汚損・破損の防止措置をする。

(2) 「新城市（東三河北部）」に特別警報・暴風警報・暴風雪警報発令時の措置

ア 児童が登校する以前の場合

- ① 始業2時間前（午前6時15分）までに「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が解除された場合、平常通りの授業を行う。
- ② 始業2時間前（午前6時15分）の段階で、警報が発令されている場合、登校を見合わせ自宅で待機する。
- ③ 午前11時までに警報が解除された場合、解除後2時間を経ってから授業を開始する。
なお、スクールバスの運行が無理と判断された場合は、黄柳野・竹ノ輪地区の児童は家庭学習とする。
- ④ 午前11時を過ぎても、警報が発令されている場合、当日の授業を中止し、家庭学習とする。

イ 児童の登校後の場合

- ① 市教育委員会、または校長の指示を受け、児童の安全確保に努める。
- ② 気象情報とその時点での風雨の状況を確認して、全児童を安全に帰宅させ得ると認めた場合には、授業を中止してすみやかに下校させる。その際、教員が付き添い、（あるいは危険箇所に立ち）安全な下校の指導にあたる。
- ③ 学校から遠隔地に居住する児童の帰宅が困難と認めるか、すでに戸外の通行が危険と認めた場合には、該当児童を戸外通行の危険がなくなるまで学校で待機させる。保護者と連絡を取り、保護者の付き添いのもとで下校させる。

(3) 「新城市（東三河北部）」に大雨・洪水・着雪などの警報発令時の措置

- ア 原則として平常通りの授業を行うので、十分気をつけて登校させる。
- イ 風雨が強く、河川の増水、または氾濫が予想される場合は、家庭の判断で登校を見合わせ、安全を確認してから登校する。
- ウ 雪が積もったり、凍結したりして危険な場合は、家庭の判断で登校を見合わせ、安全を確認してから登校させる。

(4) 教職員のとり措

- ア 教職員は、児童の安全確保と学校施設の保全に万全の措置をとる。
- イ 勤務を要しない日、勤務時間外に警報が発令された場合は、校長の指示に従い登校し、それぞれの任にあたる。
 - ・ 第一次非常配備 → 校長、教頭、
 - ・ 第二次非常配備 → 校長、教頭、教務主任、校務主任、
 - ・ 第三次非常配備 → 全職員

(5) 悪天候等（台風・集中豪雨・暴風雪警報）に対する措置

ア 直ちに被害状況(学校や児童宅など)を調査する。校舎内外被害状況は管理責任者が分担して点検し、教頭がまとめて校長に報告し、市教育委員会にメールで報告する。

第1報（子どもの動きに関わること） 午前 9時00分までに 学校教育課へ

第2報（学校施設に関わること） 午前10時00分までに 教育総務課へ

※第1報や第2報の対応や情報の変更は速やかに電話で報告する。

イ 学校の施設・設備に被害があった場合は、記録写真を撮影後、職員で補強・修理できるものは直ちに行う。

ウ 保健主事・養護教諭を中心に、衛生に注意し、防疫に努める。

エ 通学路の危険箇所

※27、28 ページの『黄柳川小学校区ヒヤリマップ』に掲載

8 地震防災応急計画（南海トラフ地震への対応）

(1) 南海トラフ地震に関連する情報について（平成29年11月1日運用開始）

南海トラフ地震に関連する情報と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	○南海トラフ沿いで異常な現象※1が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか <u>調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u> ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの <u>大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</u> ○南海トラフ沿いの <u>大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</u>
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

○東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表はされない。

○本情報が発表されていなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもある。

(2) 情報の収集伝達

ア 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発せられたことを知った時は、教職員は直ちに校長に報告し、校長は校内にいる教職員に知らせる。

イ 校長は、児童の安全確保のための必要な対策を指示する。

ウ 教頭は、黄柳川小学校ホームページと緊急配信メールにより児童の一斉下校を保護者・地域に連絡する。全校児童の学校での引き渡しの場合も黄柳川小学校ホームページと緊急配信メールにより保護者・地域に連絡する。

エ 児童への伝達は、教職員が児童の保護等の配置についた時点で行う。

オ 収集すべき情報は、可能な限りテレビ、ラジオ、防災行政無線等によって行い、これらによって収集できないものは、必要な場所へ人員を派遣する。行政機関への電話による問い合わせは避ける。収集・伝達すべき情報の内容は、次のとおりである。

- ・ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発せられた後の内容
- ・ 行政機関、防災機関等の指示、勧告内容や防災措置
- ・ 避難対象地区における避難勧告
- ・ 児童、職員、住民の動向
- ・ 自衛防災組織の編成状況
- ・ 公共交通機関の運行および道路の状況
- ・ 時差帰宅の状況
- ・ 注意情報の解除等の情報
- ・ その他、応急対策実施上必要な事項

南海トラフ地震に関連する情報発表時の強化地域内の状況

- ① 飲料水の供給は確保継続される。震災に備えて緊急貯水する。
- ② 電力、ガスの供給は確保継続されるが、できるだけ使用しないようにする。
- ③ 電話は、通話が増えると規制がとられるので、なるべく使用しないようにする。
- ④ 放送は、大規模地震関連情報の正確かつ迅速な伝達に不可欠であり、継続される。
- ⑤ 交通は、次の方針で規制される。
鉄 道：原則として平常通り運行される。
バ ス：原則として平常通り運行される。
一般道路：避難路および緊急輸送路確保のために交通規制される。
高速道路：強化地域内へのインターチェンジからの流入は制限される。
- ⑥ 病院は、平常通り診療する。
- ⑦ 劇場、百貨店は、部分的または段階的に営業中止する。
- ⑧ 金融機関は、平常通り営業する。

(3) 児童生徒の安全対策

ア 大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

- ① 児童生徒が在校中
 - ・ 続報に注意して授業を続ける。
 - ・ 地震発生時の行動を再確認する。
- ② 校外学習等を実施中
 - ・ 安全な場所に全員を集合させ、その後の活動について確認を行った後、継続する。

イ 大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合

授業や学校行事等は打ち切り、または中止し、状況に応じて下記の対応をする。なお、その後の対応については、教育委員会からの指示を受け、児童生徒や保護者に連絡する。

- ① 児童生徒が在校中
 - ・ 授業または学校行事は直ちに打ち切り、下記の方法で児童生徒を保護者に引き渡す。

教職員	児童に下校の準備の指示を出す。速やかに引き渡しの準備をする。
児 童	直ちに下校の準備をして、運動場または体育館へ避難する。
保護者	新城市の防災行政無線や黄柳川小学校ホームページや緊急配信メールなどで情報を確認のうえ、児童の引き取りに学校へ向かう。ただし、事故や混雑を避けるためにも、車の使用はなるべく避けてもらう。

- ② 児童生徒が在宅中 ・翌日（当日）の授業または学校行事を中止し、下記のような対応とする。

教職員	校長、教頭は出勤し、直ちに配備につく。その他教職員は校長もしくは教頭の指示があるまで自宅待機。いつでも連絡を取り合い、対応できるような準備をしておく。
児 童	当日（翌日）の授業または学校行事を中止し、東海地震発生のおそれなくなるまで臨時休校とし、連絡がとれるように家庭で待機する。
保護者	家庭にて、地震に対する備えを万全にする。

- ③ 児童生徒が登下校中 ・通学団担当者が児童の状況を確認し、安全かつ速やかに帰宅させる。帰宅したとき、家に誰もいない児童については、指導にあたる職員が学校と一緒に登校し、学校待機とする。

- ・ 児童がスクールバスに乗車する前
 - ※ 出勤している職員で、児童に乗車せずに帰宅するように連絡する。
- ・ スクールバス利用の児童がバスに乗車している途中
 - ※ 児童を学校に集め、保護者に連絡が取れるまで学校に待機させ、連絡のついた児童から保護者に引き渡す。

児童生徒の登校中

教職員	通学団担当職員で、登校途中の児童を速やかに帰宅させる。登校し終えた児童に対しては、全員を運動場に集合させ、在校中と同じ対応をする。
児 童	教職員の指示を受けて、速やかに帰宅する。
保護者	帰宅確認をする。家庭にて、地震に対する備えを万全にする。 ※ 家に誰もいない児童については、学校待機とする。

児童生徒の下校中

教職員	通学団担当職員で下校途中の児童の安全確認に出向きながら、速やかに帰宅させる。
児 童	速やかに帰宅する。
保護者	帰宅確認をする。家庭にて、地震に対する備えを万全にする。 ※ 家に誰もいない児童については、学校待機とする。

- ④ 児童が修学旅行等学校行事および各種大会参加時等の場合は、出発時もしくは解散後および各種行事実施中の状況に応じて上記の①～③の措置を講じる。

☆ 時間外の対策

- ・ 勤務を要しない日、勤務時間外に東海地震注意情報以上が発令された場合は、台風、集中豪雨災害対策に準じ、「7 台風・集中豪雨・暴風雪対策」に掲げる対策をとる。
- ・ 勤務時間前、児童の登校時間前に東海地震注意情報以上が発令された場合、教職員は、第一次体制で出勤し、学校に対策本部を設置し、警戒にあたる。必要によって教職員の増員を図る。（第二次体制：学校は休校となるので、教職員の出勤を待って、児童の安否を確認する。）

＜地震防災応急計画：職員の動向＞

時 点	注意情報・予知情報 発表		
業務内容	校内防災組織設置準備		
動員区分	勤務時間内	勤務時間外	出張中
校長・教頭	直ちに配備につく	出勤し直ちに配備につく（教務主任・校務主任）	直ちに帰校し、配置につく
教 職 員		自宅待機	

ウ 突発的大地震が発生した場合

- ① 児童が在校中に大地震が発生した時 → 「5 地震対策 (2)地震時の活動」参照
- ② 児童が在宅中に大震災が発生した時

＜自宅にて＞

校 長 出勤する。（教頭と連絡を取り合う）
 教 頭 出勤する。（校長と連絡を取り合う）
 教職員 校長もしくは教頭に連絡し、自身と周辺の被害状況を報告し、出勤可能かどうか判断する。
 校長の指示で出勤する場合、その旨を校長もしくは教頭に報告してから家を出る。特に二次災害に十分注意する。
 被害が多大であったり、交通手段がとれなかったりする場合は自宅待機もありえる。
 （校長、教頭と連絡がとれない場合、教務主任、校務主任など必ずいずれかに連絡をとりあう）

＜出勤後＞

校 長 新城市教育委員会に、出勤教職員とその被害状況、児童の安否情報、各地区の被害状況の報告を可能な範囲で随時行う。
 教職員には、情報確認および対応策を指示する。
 教 頭 校長を補佐して情報収集に努める。また、校長が不在の場合、校長に代わって職務を遂行する。
 教職員 校長もしくは教頭の指示を受け、各地区の児童の安否確認および被害状況の把握にあたる。（自分の担当通学団と不在職員の担当通学団を分担する）
 各地区の児童の安否情報、被害状況の確認にはPTA地区委員、一般会員の協力を得る。
 以後の対応は、校長もしくは教頭の指示による。
 全職員 市災害対策本部の指示を受け、当面の避難所用務にあたる。

③ 児童の登校時に大震災が発生した時

出勤職員	出勤途中にある場合、まず自身の安全を確保し出勤する。出勤できない時は、校長もしくは教頭にその状況を報告する。 出勤したら、順次担当通学路へ行き、児童の安全確保を図る。特に、建物の下や斜面などにとどまるのではなく、平坦な場所で安全を確保するように指示する。 児童の登校は、校長もしくは教頭と連絡をとりあって判断する。連絡がとれない場合は、担当職員で判断する。
在校職員	児童の被災状況、登校状況を可能な限り把握する。

④ 児童の下校時に大震災が発生した場合

在校職員	児童の被災状況、下校状況を可能な限り把握する。
担当職員	順次担当通学路へ行き、児童の安全確保を図る。特に、建物の下や斜面などにとどまるのではなく、平坦な場所で安全を確保するように指示する。また、下校状況、待機状況などを校長もしくは教頭に連絡する。

(4) 避難所開設への協力

ア 新城市が学校に避難所を開設する際に必要な協力を行う。

- ・ 教室、多目的スペース、図工室、運動場の活用
 - ※ 校長室は指令室として位置づけ、市関係者以外入室を認めない。
 - ※ 職員室は対策本部とし、PTA役員と市関係者以外入室を認めない。
 - ※ わかば教室は物資搬入室に指定し避難場所としない。
 - ※ 保健室は傷病者の治療と看護の場所とし、避難場所としない。
 - ※ 原則的に特別室（放送室・家庭科室・保健室・理科室）などには、避難者を入れない。公共性の維持と管理面の支障をおこさせないため。
- ・ 市の防災倉庫（メガホン、携帯ラジオ、ロープ、バケツ、ホース、大工道具一式、懐中電灯、市防災備蓄物などを備蓄）の鍵を管理する。
- ・ 職員室常設の防災行政無線の管理をする。
- ・ 地域の自主防災組織との連携を図りながら、食事、部屋の提供など積極的に協力する。なお食器等必要用具の貸し出しができるようにしておく。

イ 体育館を避難所として使用する場合は、地震・台風・大雨等の自然災害時のみとし、その場合も新城市の要請を受けて開設する。特に緊急を要する場合は、学校近くのふれあいセンターに預けてある鍵を使用する。

- ・ 多目的ホールは、地区の指令室として使用する。

(5) 学校の再開

学校の再開は、以下のようにする。ただし、通信手段の途絶や道路の決壊などにより登校できない場合は、安全が確認できるまで登校しなくてよい。

ア 大規模地震が起きない場合

- ・ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）で「大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなった」と評価された場合、新城市教育委員会からの連絡を通して、原則的に2時間後から授業を実施する。

- ・ 午前11時以降に解除された場合は、当日の授業は行わない。翌日から平常通り授業を再開する。

イ 大規模地震が起きた場合

- ・ 大規模地震が起きた場合は、避難住民の状況、児童の被災状況あるいは避難状況、学校施設や設備の被害状況とその程度、通学路の状況などを校長が総合的に判断し、新城市教育委員会と連携を密にし、再開の指示を出す。
- ・ 校長は、教職員と協力して施設・設備の復旧整備を行う。
- ・ 校長は、教職員を掌握し、速やかに応急教育計画を確定するとともに、児童および保護者にその計画を連絡する。
- ・ 校長の指示により、必要に応じて教科書、教材、文具等の給与に関わる諸手続を新城市教育委員会および関係諸機関に対して行う。
- ・ 原則的に児童は学校から連絡があるまで待機する。通学団担当教職員が、通学路に危険がないか確認をしてから登校の指示を出す。
- ・ 詳細については、新城市教育委員会の判断に従う。なお、緊急時の連絡等は、黄柳川小学校ホームページや緊急配信メール、防災行政無線による情報に注意する。
- ・ 各通学団のPTA委員（地区の代表）への協力要請
電話等の連絡手段がとれない場合は、学校からの紙媒体による情報・連絡等を地区の児童家庭に届けていただく。 拠点施設 上吉田：トレーニングセンター
下吉田：学校・ふれあいセンター
黄柳野：旧黄柳野小学校

(6) 地震後の措置

ア 関係機関との連絡および校内での対策

- ・ 関係機関への報告を速やかに行い、指導・助言を受けるとともに、今後の連絡体制を確認する。
- ・ 関係機関や各担当、保護者、地域からの報告をもとに防災計画を見直し、今後の対策を立てる。
- ・ 施設・火気使用器具等の異常の有無を確認し、補修等を速やかに行う。

イ 児童への指導（通年）

年5回の避難訓練と安全の日等の機会をとらえ、地震発生時に自ら安全を守るため、どのようにしたらよいかを具体的に訓練し継続的に指導していく。

- ・ 今、地震が起きたらしなければならないことを考えさせ行動させる。
- ・ 他の場面についても考えさせ、優先しなければならないことを確認する。

ウ 保護者への協力依頼

- ・ 地震発生時の状況と今後の安全対策について学校公開日に説明の機会をもつ。
- ・ 家庭においても地震発生時の対応について話し合う機会を設けてもらう。

(7) 避難所開設

【基本方針】

ア 避難所は、地域の人々の安全を確保し、生活再建を始めるための地域の防災拠点として機能することをめざす。

- ① 災害発生直後は、生命の安全確保と安全な避難場所の提供を行う。
- ② 家屋の被害や電気、水道、ガスなどライフラインの機能低下により生活が困難になったときは、避難所において住宅被災者も含めて、生活支援を行う。

③ 避難所で提供する生活支援の主な内容は、次の4つである。

- ・ 生活場所の提供
- ・ 食料、飲料水、生活用品の提供
- ・ トイレなど衛生的環境の提供
- ・ 生活情報、再建情報の提供

④ 生活支援のためには、市災害対策本部で必要な物資などの数量を確実に把握する必要があるため、避難者の世帯単位の人数を調査し一覧表にまとめる。 【教頭 係】

⑤ 避難所においては、できる限りプライバシーの保護に努める。

⑥ 避難者の生活支援は、公平に行うことを原則とする。ただし、災害時要援護者とされる方々については、個別に対応する。

イ 避難所は地域のライフラインが復旧するまで設置し、復旧後は速やかに閉鎖する。家屋をなくした人に対しては、新都市の長期受け入れ施設で対応をお願いする。

※ 避難所閉鎖後は速やかに、平常の学校生活に戻すように努める。

ウ 避難所では、避難者の自力での生活再建を原則とする。

① 避難所内では、避難者が自主的に運営するために、避難者の代表者（防災会長・防災専門委員）、市担当者、施設管理者で構成する避難所運営会議を開催し、運営に係わる事項を協議、決定する。その場合、地区の役職者やPTA役員の協力を得る。

② 避難所では、避難者の負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすくするために、避難所運営ルールを遵守する。その内容は別紙のとおりである。

③ 避難所の運営が特定の人々に過重な負担とならないように、市担当者、施設管理者および自主防災会役員を含めて、できるだけ交替するなど偏りのないよう配慮する。

④ 避難者は、各運営班を組織して、避難所運営業務の当番などを行う。

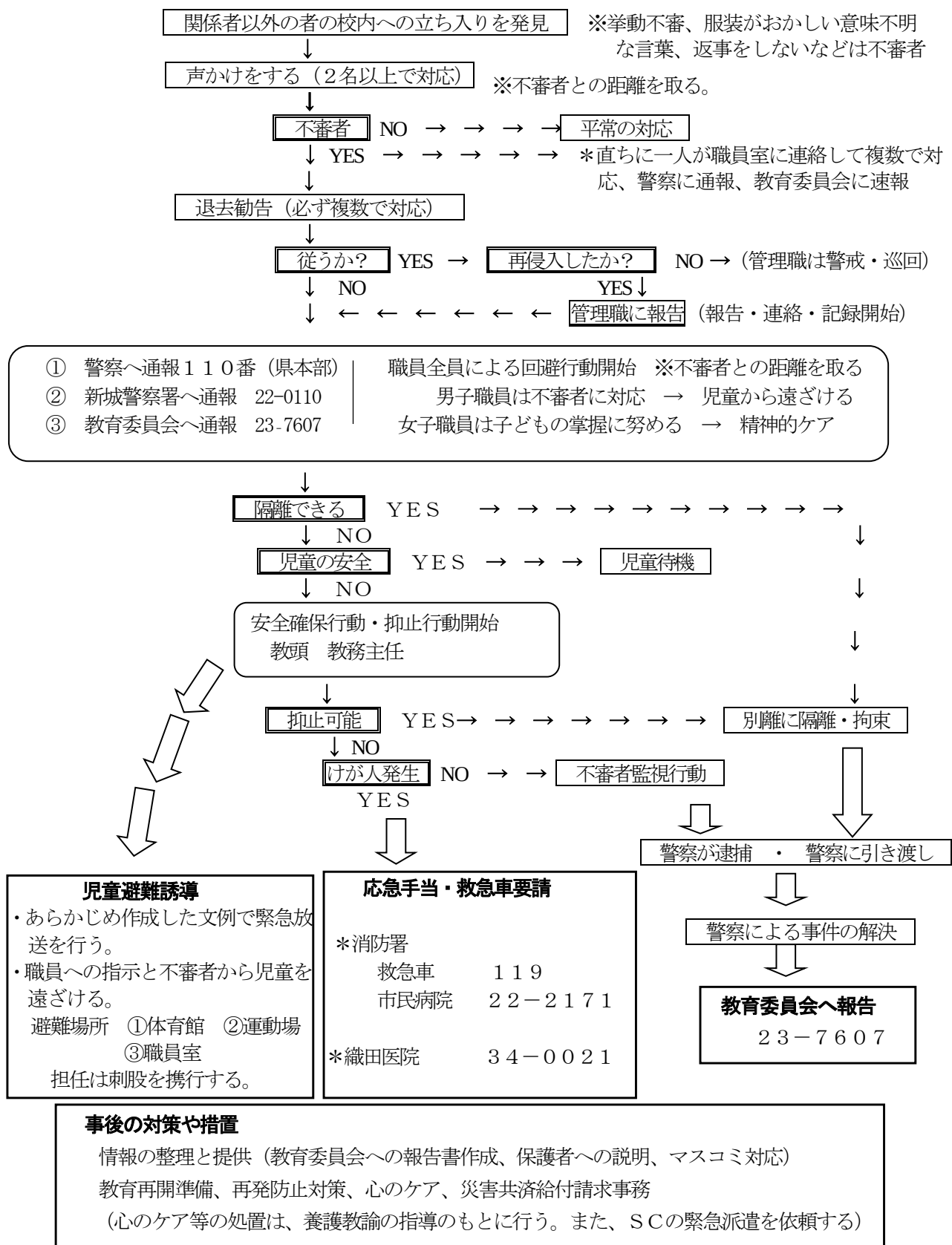
避難所運営ルール

新城市立黄柳川小学校

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 避難場所は、校舎（1階、1、2年教室、図工、多目的スペース、2階3、4、5、6年教室、多目的室スペース、音楽室）体育館とします。
- 3 この避難場所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表（防災会長・防災専門員）、市職員、施設管理者などで構成する避難所運営委員会（以下「委員会」という）を組織します。全ての避難者は、委員会の決定に従っていただきます。
 - (1) 委員会は、毎日午前9時と午後5時に定例会議を開催します。（※1）
 - (2) 委員会の運営組織として、総務、名簿、食料、物資、救護、衛生、広報の各班を避難者で構成します。
- 4 避難者は家族単位で登録していただきます。
 - (1) 避難所を撤去するときは、委員会に転出先を連絡してください。
 - (2) 犬、猫、昆虫などの動物類を室内に入れることは禁止します。
- 5 校長室、職員室、保健室、放送室、わかば学級などの施設管理や避難者全員ののために必要な部屋には、関係者以外の入室はできません。
- 6 食料、飲料水、生活用品の配布は、公平に行います。ただし、医薬品、ミルク、オムツ、生理用品などの特定の方に必要なものは、適宜対象者に配布します。
- 7 消灯は、午後10時です。（※1）
 - (1) 玄関、廊下は点灯したままとします。
 - (2) 校長室、職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとします。
- 8 放送は、午後8時で終了します。（※1）
- 9 トイレの清掃は、午前8時と午後4時に、避難者が交替で行います。（※1）
- 10 飲酒、喫煙、裸火の使用は、所定の場所以外では禁止します。
（※1） 各時刻の設定は、避難所運営委員会で決定します。

9 非常時における緊急対応

(1) 不審者侵入時対応マニュアル図



(2) 基本的な考え

ア 校舎への進入前に防ぐ。

- ・ 正門の内側の扉は、通常閉めておく（施錠はしない）。
- ・ 敷地内へ入った人物には、まず挨拶、声をかけ、名前と用件を確かめる。

イ 不審者侵入の場合には、児童の安全を第一に考える。複数人で対応する。

ウ 侵入された教室の担任

- ・ 児童に大声を出させ避難させる。
- ・ 防犯ブザーを鳴らす、笛を吹くなどで危険を知らせる。
- ・ さすまた、杖、柄の長いほうき、椅子などで不審者に対応。応援を待つ。

エ 隣接教室担任

- ・ 侵入された教室の児童と隣接教室の児童を避難させる。
- ・ 火災報知器のボタンを押す。

オ 役割分担

	項 目	担 当
1	全体指揮・外部との対応	校長、教頭
2	不審者への対応	侵入された場所の担任・校長・教頭・男性職員
3	避難誘導・安全確保	教務主任・担任
4	電話連絡・記録	事務職員
5	校内放送	教務主任
6	応急手当	養護教諭
7	保護者との連絡	教頭、担任
8	安否確認（全体掌握） （学級） （校内巡視）	教頭、教務主任 担任 校長、校務主任

(3) 管理・指導の重点

① 情報収集・対応・発信体制の構築

- ・ 登校時、下校時に不審者を目撃したり遭遇したりした場合、「子ども110番の家」か最寄りの民家の電話を借りて、学校に連絡させる。
- ・ 学校は不審者情報を、駐在所（不在の場合は新城警察署）に連絡するとともに、職員が現場に出向き子どもの安全確保と心のケアに努める。
- ・ 不審者情報を整理し、教育委員会へ連絡する。

② 緊急事態発生時における緊急対応体制の構築

- ・ 事件、事故発生時に学校や警察への通報を保護者に依頼する。
- ・ 対策本部を学校に設置し、情報の収集と整理、対応にあたる。
（職員非常招集、PTAへの応援依頼、関係機関への応援依頼）
- ・ 保護者等に連絡や説明を実施（保護者説明会の開催）
- ・ 報道機関へは、個人情報に配慮しつつ、正確な情報のみ提供（対応の窓口の一元化）

③ 事後の対応体制の構築

- ・ 情報を整理し、事件、事故の概要を掌握する。
- ・ 職員の共通理解のための会議を開催する。
- ・ PTA役員、委員の招集と会議を開催する。
- ・ 全校集会での児童への説明と心のケアを行う。
（参照 文部科学省発行の「子どもの心のケアのために」）

- ・ 保護者に説明を実施する。（保護者説明会の開催）
- ・ 報道機関へは、正確な情報のみ提供する。（対応の窓口の一元化）
- ・ 下校時には教師が引率するか、保護者の応援を受けて下校させる。
- ・ 教育委員会への報告、連絡、相談を密にする。

(4) 対策

- ① 不審者情報記録用紙を整備する。
通報を受けた時に、誰でも正確に情報を記録できる記録用紙を職員室に設置。
- ② 情報をハザードマップに係が記録し、子どもへの指導に生かす。
- ③ 「子ども110番の家」と子どもの安全について情報交換をする。
- ④ 駐在所のパトカーでの下校時のパトロールの依頼をする。
- ⑤ P T Aや地域の方に不審者を見たり、遭遇したりした場合に学校に連絡してもらう。

(5) 指導計画

4 月 通学路安全点検と下校指導を実施

1 1 月 不審者対応訓練の実施

通年 事件や事故の関連報道の収集に努め、その都度、職員の共通理解を図り、学級指導や全校指導を実施し、危機回避のための安全教育を行う。

- 児童の生命の安全を第一に考え、安全管理体制を見直し、緊急時の手順・情報伝達体制、役割分担等、具体的に機能する組織の充実と、その周知徹底を図る。

- 生命の尊重、安全教育を徹底する。

- 安全教育・防犯訓練の実施

① 安全教育の実施

- ・ 「命の大切さ」や、緊急時に「不審者から自分の身を守るための対処法」等について、児童の発達段階に応じて具体的な指導を行う。

い	か	（ついて <u>い</u> かない）
の		（知らない人の車に <u>の</u> らない）
お		（ <u>お</u> お声を出す）
す		（ <u>す</u> ぐ逃げる）
し		（大人に <u>し</u> らせる）

- ・ 防犯ベルを活用する。（1年生に市から支給された防犯ベルを特に登下校で活用する。）
- ・ 集団登下校を実施し、複数人で行動する。

② 防犯訓練の実施

警察等の協力を得て、緊急事態を想定した訓練を実施する。

逃げ方（ダウダッシュ：身を低くして不審者に捕まえないようにして走る。）

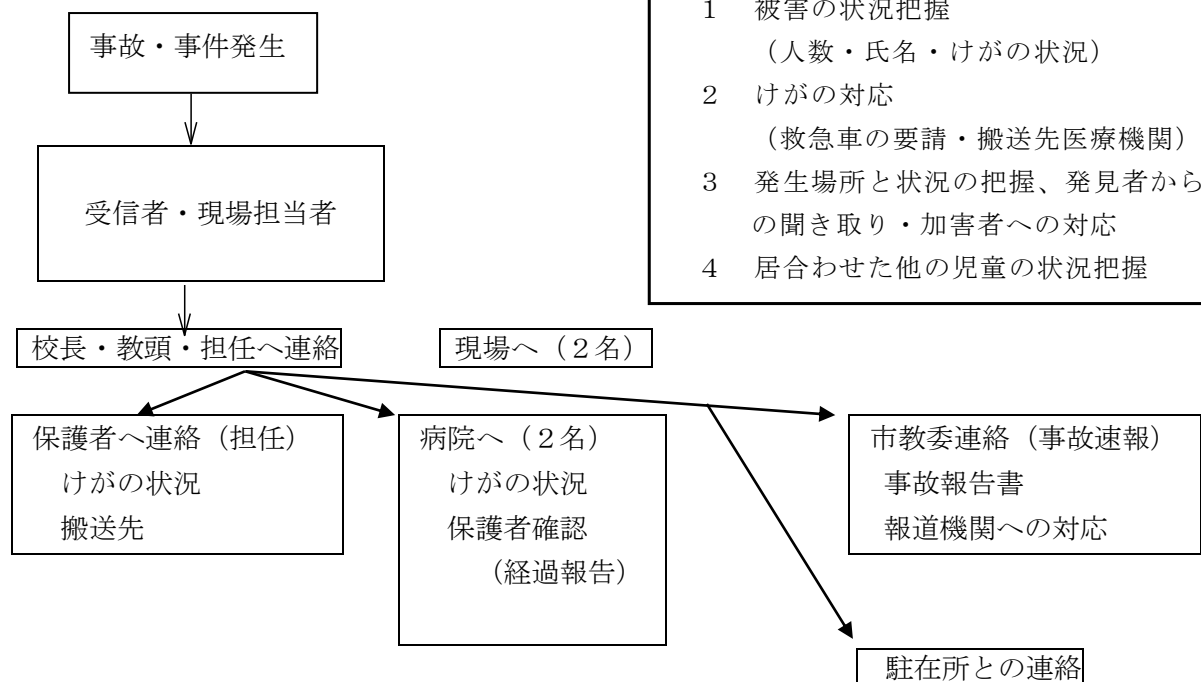
③ 講習会の実施

講習会を開催し、教職員に緊急時の対応等について研修する。

④ 保護者や地域住民に、登下校時の児童の見守りを依頼

10 その他の学校安全・児童の安全に係ること

(1) 事故・事件対応マニュアル



(2) 交通安全

ア 指導計画

4月 第1回の通学団会後に通学路の安全点検と下校指導
現職研修で学区の危険箇所チェック
1・3年生の交通安全教室
【市交通指導員、山吉田駐在所員の指導のもとで実施】

6月 雨の日の下校について指導

7月 夏の交通安全運動期間中、交通立ち番により登校時安全指導 【PTA】
第2回通学団会で安全指導
終業式で全校児童に交通安全指導

10月 秋の交通安全運動期間中、交通立ち番により登校時安全指導 【PTA】

12月 年末交通安全運動期間中、交通立ち番により登校時安全指導 【PTA】
終業式で全校児童に交通安全指導

3月 第3回通学団会で安全指導
修了式で全校児童に交通安全指導

○ 常時

- ・ 1、2年または1～3年で下校し、担任等が途中まで付き添って下校指導する。
- ・ 4～6年で下校をする。
- ・ 水・木曜日は全校一斉下校とする。
- ・ 必要に応じて臨時の通学団会を開いて、安全指導をする。

(3) 誘拐事故防止

ア 教職員の留意事項

- ・いかなる場合も、1人の判断ではなく、必ず校長・教頭に連絡、相談をして判断を誤らないようにする。
- ・在校中に電話等で呼び出しの連絡があった場合、折り返し家庭へ確認の連絡をする。真偽を確かめた後、必要ならば帰宅させる。保護者への引き渡しを原則とする。
- ・在校中に外来者から面会の申し入れがあった場合、児童との関係・用件等を確認、教職員が立ち会う。
- ・保護者が下校児童を迎えにきた場合、保護者に直接引き渡す。

イ 児童の管理と指導

- ・在校中、外来者から面会や呼び出しがあった場合、先生に必ず連絡する。
- ・人目のないところでは遊ばない。
- ・登下校中、知らない人から誘いかけられても、ついて行ったり車に乗せてもらったりしない。
- ・できるだけ2人以上で下校し、1人で下校しないようにする。
- ・防犯ブザーを常に携帯し、知らない人には距離を保って立ち、近づかない。

ウ 保護者・地域の方への啓発と協力

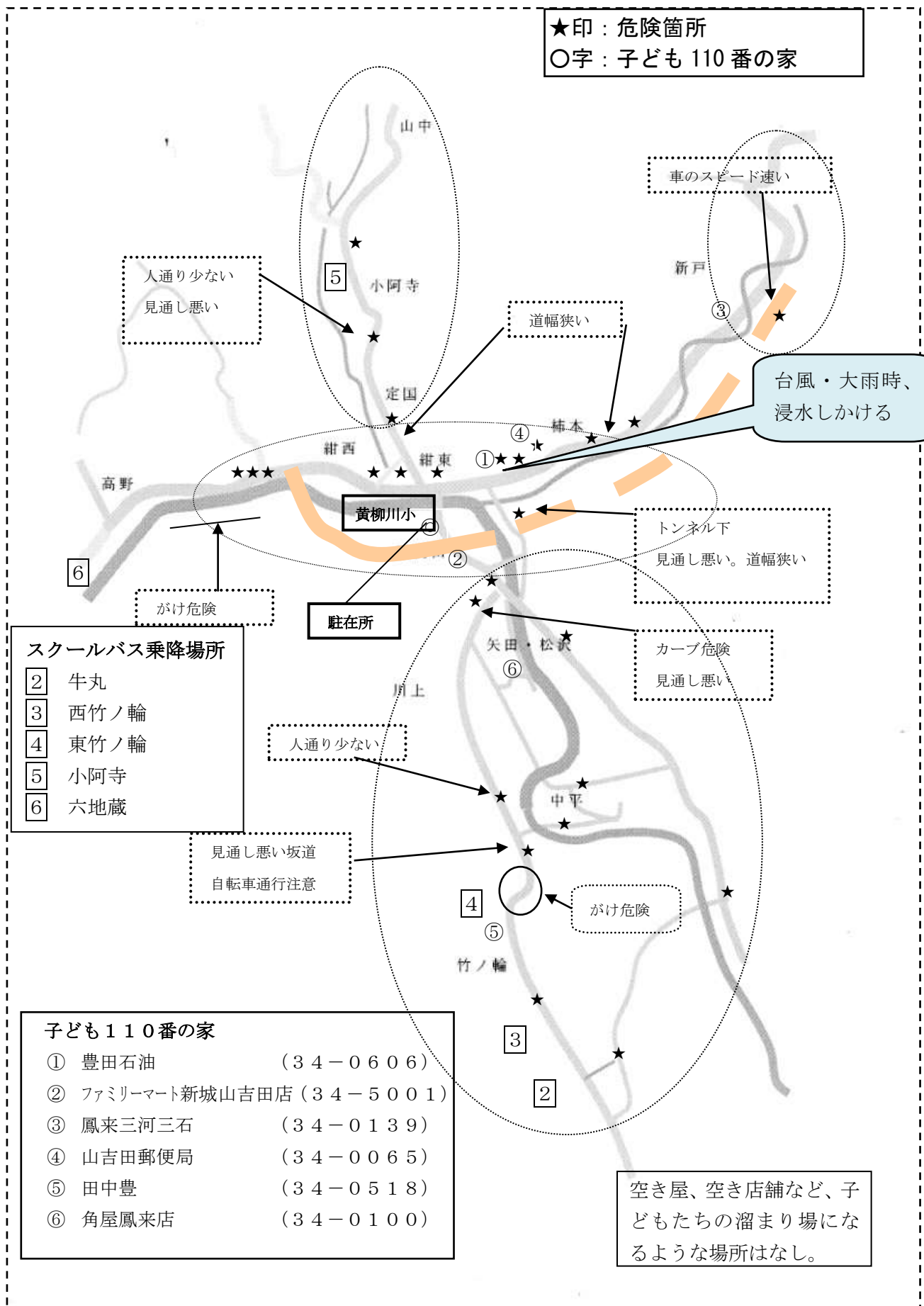
- ・児童の欠席・遅刻・早退の連絡を確実に行う。
- ・早退の場合は、保護者の学校までの迎えを原則とする。
- ・地域ボランティアの方へ事故防止の情報提供を行う。

(4) 運動具・遊具の安全対策

ア 運動具・遊具による災害を防ぐため、その正しい使用法等について、特設時間・学級の時間等を利用して、指導の徹底を図る。

イ 毎月の安全点検日に、校舎内外の危険箇所、防災設備、火気使用設備の点検を実施する。点検の結果、危険が認められた場合には、直ちに使用を禁止し、速やかに補修等の処置をとる。

11 黄柳川小学校区ヒヤリマップ 山吉田



黄柳・多利野



スクールバス乗降時が心配。
朝の乗車時は、保護者または
家族が付き添ってくれてい
る。下校時は、運転手が注意
してみたり、より家に近い場
所で降ろしたりしている。

下校時などに、県道 8 1
号線を横断する時危険。



山道のため、
防犯上危険。
車の往来も
多くその危
険もある。

子ども 110 番の家

- ① 今井幸八 (34-0674)
- ② グリーンマート黄柳野
- ③ しいたけ販売所 (34-0190)

スクールバス乗降場所

- ① 多利野口

日 課 表

日 課	時 間
登 校	～ 7:55
職員打合せ 朝の歌	<u>8:15</u> ～ 8:20
朝の活動 朝の会	8:20～ 8:40
1	<u>8:40</u> ～ 9:25
2	9:35～ <u>10:20</u>
黄柳川 タイム	10:20～10:40
3	<u>10:40</u> ～11:25
4	11:35～ <u>12:20</u>
給 食	12:20～13:05
昼休み	13:05～13:30
清 掃	13:30～13:45
5	<u>13:50</u> ～ <u>14:35</u>
帰りの会	14:35～14:50
6	14:55～ <u>15:40</u>

授業(基本)時間数

学年	曜日	授業時間
1年生	月～金	5時間授業
2年生	月・火・木・金	5時間授業
	水	6時間授業
3年生	月・木・金	5時間授業
	火・水	6時間授業
4～6年	月・木	5時間授業
	火・水・金	6時間授業

下校時刻

曜 年	月	火	水	木	金
1	15:00 一斉 ※7～9月 16:00一斉	16:00 一斉	16:00 一斉	15:00 一斉	16:00 一斉
2					
3					
4					
5					
6					
※11月・12月下校について 16:00→15:50に変更					
※行事等により、変更する場合 もあります。					

13「地震注意報」「暴風警報」等発令された場合の登下校（家庭配付用）

特別警報

1 登校前に特別警報が出されている場合

(1) 警報発令中	登校を見合わせてください。 各家庭にて、直ちに命を守る行動をとってください。
(2) 警報解除	安全に登校できると確認できるまでは、登校を見合わせてください。

2 登校後に特別警報が出された場合

(1) 警報発令中	児童の安全確保を優先するため、授業を中止し、保護者への引き渡し下校を行います。 *メール配信
(2) 警報解除	状況に応じて、安全な下校措置をとりますので、見守りによる一斉下校もしくは保護者への引き渡し下校を行います。 *メール配信

暴風警報

「新城市（東三河北部）」または「愛知県東部」「愛知県全域」に暴風警報または暴風雪警報が発令された場合

1 登校前に暴風警報が出されている場合

(1) 始業時刻2時間前（午前6時15分）までに警報解除	通常通り授業を行います。
(2) 始業時刻2時間前～午前11時の間に警報解除	解除の2時間後に授業を開始します。
(3) 午前11時までに警報が解除されない場合	当日の授業は中止します。（家庭学習）

※ 道路の冠水や河川の増水等により登校が危険なときは、登校させないで学校へご連絡ください。

2 登校後に暴風警報が出された場合

(1) 台風の中心位置、進行方向および速度、暴風域、発令時における気象状況等により判断し、児童を安全に帰宅させることができる場合	授業を中止し、見守りによる一斉下校を行います。
(2) 児童個々の理由により（児童クラブにより帰宅困難、保護者不在等）帰宅が困難な場合	個別に児童を学校にとどめ、家庭へ連絡をとって対応する場合があります。

3 暴風警報は出ていないが大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合

自宅待機（始業前）をさせたり、当日の授業を中止（始業後）して下校させたりすることがあります。

※ この場合、原則として「緊急メール」により連絡します。

4 暴風警報発令による給食実施の可否

(1) 事前に暴風警報が予想される場合	給食を止めますので、弁当の用意をお願いします。
(2) 登校後、暴風警報等が発令された場合	下校に支障がなければ、給食を実施します。

※ 暴風警報が予想される場合は、事前に給食中止の連絡をします。場合によっては数日間中止し、弁当をお願いすることもあります。

(2)の場合、児童の安全な下校を優先するため、給食なしで下校となる可能性もあります。

大雨・洪水警報

1 登校前に大雨・洪水警報が県内に発令された場合

- (1) 原則として通常どおりに授業を行います。ただし、通学路が冠水、土砂崩れ、落石等の恐れがあると判断された場合は、登校させないで学校へご連絡ください。
- (2) 通学路が通行不能な状態と判断された時は、児童の登校を見合わせ家庭で待機させるとともに、学校へ連絡してください。その場合、欠席・遅刻の扱いにはなりません。

2 登校後に大雨・洪水警報が県内に発令された場合

- (1) 原則として通常どおりに授業を続行しますが、校区内の被害や気象状況等から早急に帰宅させるべきと判断した場合は、教職員が付き添い安全の確保に努めて帰宅させます。
- (2) 通学路に危険箇所を発見された場合は、学校へ至急ご連絡ください。

大規模地震（震度 5 弱以上）

1 大規模地震が発生した場合

在宅時	地震の規模、被害状況などの情報をテレビ・ラジオ等で収集しながら、登校を見合わせ、自宅待機としてください。＊メール配信 なお、震度4以下の場合は、通常通りの登校となりますが、周辺の被害、通学路の安全の状況などをご確認の上、通学班の保護者間で連絡を取り合い、同一行動を取らせてください。また、登校を見合わせる場合は学校に連絡してください。
登下校中	登下校中の児童を見かけたら、安全確保とともに帰宅を促してください。学校は、職員が通学路に沿って児童の安全確認と誘導に向かいます。登下校中の児童の場所が学校に近い場合は、一旦、学校へ避難誘導する場合がありますが、その後、 <u>保護者への引き渡し</u> となります。 なお、震度4以下の場合は、退避行動の後、そのまま登下校となりますが、周辺の被害、通学路の安全の状況などをご確認の上、同一行動を取らせてください。また、登校を見合わせる、もしくは下校中に学校に戻らせる場合は連絡してください。
登校後	直ちに授業を打ち切り、 <u>保護者への引き渡し</u> による下校を行います。引き渡しができない児童は、保護者（代わる人）の迎えがあるまで学校に待機させます。 ＊メール配信 なお、震度4以下の場合は、児童の安全確保を優先しながら、そのまま通常通りの授業を行います。その後、必要に応じて一斉下校や見守り下校の措置をとります。

2 南海トラフ地震の臨時情報が発表された場合

種 別	調査中	巨大地震注意	巨大地震警戒
在宅時	通常通り登校してください。	学校は休校となります。家庭にて地震に対する備えを万全にし、自宅待機としてください。 ＊メール配信	
登下校中	そのまま登下校してください。	登校中の児童を見かけたら、帰宅を促してください。 学校は、通学団担当者が児童の状況を確認し、安全かつ速やかに帰宅させます。また、登校中の児童の場所が学校に近い場合は、学校へ避難する場合がありますが、その後、 <u>保護者への引き渡し</u> となります。	
登校後	通常通り授業を行ってから、一斉下校をします。	状況に応じて授業を切り上げ、 <u>保護者への引き渡し</u> による下校を行います。 ＊メール配信	直ちに授業を打ち切り、 <u>保護者への引き渡し</u> による下校を行います。 ＊メール配信

※ 保護者への引き渡しにつきましては、「緊急メール」等の情報にご留意ください。事故や混雑を防止するために車の使用はなるべく避けてください。

※ 学校の再開については、新城市教育委員会から「防災行政無線」等で連絡があるまで待機してください。また、被災した場合は、災害用伝言ダイヤル「171」を利用するなどして学校へ連絡してください。

弾道ミサイル発射情報

- 1 屋外にいる場合 近くの建物に避難し、床に伏せて頭部を守る。近くに避難できる建物が無い場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 2 屋内にいる場合 できるだけ窓から離れ、床に伏せて頭部を守る。

14 校地・校舎の平面図と避難経路

